

秋田県道路除雪オペレーター表彰審査委員会運営要領

(審査委員会の構成)

第1条 審査委員会の構成は次のとおりとする。これにより難しい場合は、地域振興局長が別に指名する。

委員長 地域振興局長

副委員長 地域振興局建設部長

委員 地域振興局建設部次長、地域振興局建設部保全・環境課長

(審査の方法)

第2条 審査委員会は、各企業体から提出を受けた調書について、審査するものとする。

(審査委員会の開催)

第3条 審査委員会は、委員長が招集し開催するものとする。

(庶務)

第4条 審査委員会の庶務は、地域振興局建設部保全・環境課道路保全班において処理する。

(付則)

この要領は、平成30年12月1日から施行する。